

東京都立荒川工科高等学校（定時制課程）

生徒心得

総 則

本校生徒は真剣な態度で学業に励み、本校の教育目標達成とより良き校風の樹立を目指して努力する。

1 教 務

(1) 始業・終業時刻

ア 時 程

S H R	午後 5 時 2 0 分～5 時 2 5 分
1 時間目	5 時 2 5 分～6 時 1 0 分
給 食	6 時 1 0 分～6 時 3 5 分
2 時間目	6 時 3 5 分～7 時 2 0 分
3 時間目	7 時 2 5 分～8 時 1 0 分
4 時間目	8 時 1 5 分～9 時 0 0 分
部 活 動	放課後
完全下校	9 時 4 5 分

イ 時程は、学校行事等で変更にされることがある。

(2) 欠席・遅刻・早退

ア 授業開始後 15 分以内で入室した場合は遅刻になり、授業終了前 15 分以内に退出した場合は早退になる。これ以外は欠席扱いとなり欠課となる。

イ 病気、仕事等で欠席や遅刻をする場合は、事前に学校（担任）へ連絡する。

ウ 授業の遅刻・早退の際は、教科担当者に事情を説明する。

(3) 科目の履修及び単位の修得

ア 単 位

1 週間に 1 単位時間（45 分）実施する授業を、1 単位の授業とする。

1 年間で教科の授業 19 単位とホームルームの 1 単位で合計 20 単位となる。

イ 評 定

定期考査、レポート、授業態度、出席状況、補講受講状況等を考慮して、学習の到達度を 5 段階で評定する。

ウ 単位の履修

各教科の授業時数の 4 分の 3 以上出席しないとその科目が未履修となる。

エ 単位の修得

単位を履修して評定が「2」以上の時、その科目の単位を修得できる。「1」の評定は、その科目は未修得となる。

(4) 進級・卒業

ア 進 級

各学年で定められた単位を履修し修得して、(ホームルームの含め 20 単位修得) 学校長が認定した場合に進級できる。

イ 卒 業

4 年間以上在籍し、学校で定められた 76 単位以上を履修し修得して学校長が認定した場合、卒業が認められる。

ウ 欠席日数・欠課時数

年間授業日数の 4 分の 3 以上を出席して、各教科の授業時数も 4 分の 3 以上出席すること。

2 学校生活

(1) 服 装

- ア 学習の場にふさわしく、つとめて質素・清潔なものを着用する。
- イ 校内では、記名した上履き使用し、グラウンド等に出るときは履き替える。
- ウ 体育館履きは上履きと区別して、運動に適しているものを使用する。

(2) 通 学

- ア 無許可の車両で通学しない。
- イ 通学に自転車を使用する場合は、使用自転車の使用願いと防犯登録番号を担任に提出する。自転車を変更した場合も同様とする。
- ウ 四輪車・自動二輪車（原動機付自転車を含む）は原則として使用しない。自動二輪車（原動機付自車を含む）に限り、やむを得ぬ事情がある場合、所定の申請書類を提出し、学校長の判断で許可されることもある。
- エ 交通法規に従い、歩行者の安全を最優先する。
- オ 指定された場所へ整理して駐輪し必ず施錠する。
- カ 学校は基本的に保管場所のみ提供する。

(4) チャイム着席と挨拶の励行

- ア 授業と休み時間のけじめをつけ、開始のチャイムが鳴ったら着席する。
- イ 挨拶をきちんとすることを心掛ける。

(5) 施設使用

- ア 学校施設は、全日制と共用で使用しているため、お互いに迷惑がかからないように使用する。
- イ 下校時刻以降、部活動や補習・補講等で活動する場合は、担当の先生から許可を得て、その指導に従う。
- ウ 授業以外で教室を使用する場合は、担任に必ず届け出て許可をもらう。使用後は、整理整頓して担任に報告する。
- エ 機械警備のため休日は登校しない。部活動や補習・補講等で使用する場合は、担当の先生から許可を得て、確認してから定められた出入り口から校舎内に立ち入る。

(6) 環境の保全

- ア 校内の施設、設備および備品を大切に扱う。
- イ ゴミの分別など、校内環境美化に進んで協力する。

(7) 飲酒・喫煙

- ア 飲酒・喫煙をしない。酒類や喫煙具を所持しない。成人生徒も学校生活時は同様である。
- イ 飲酒・喫煙行為をしている者と同席しない。

(8) 嫌がらせ・暴言・暴力行為、窃盗行為、器物破損行為

- ア 嫌がらせ、暴言・暴力、窃盗、器物破損などの行為は絶対にしない。

(9) 金銭・物品の貸し借り

- ア 生徒同士で金銭・物品の貸し借りをしない。

(10) 近隣住民への迷惑行為

- ア 建物の敷地内に立ち入らない。大声を出すなどの近隣住民への迷惑行為をしない。

(11) 自己管理の徹底と盗難防止

- ア 必要以上の現金や高価な物品、その他学校生活に必要な物を持ち込まない。
- イ 体育や実習などで教室を離れる際など、貴重品類の自己管理を厳重に行う。

(12) 特別指導

- ア 学校長より特別指導を申し渡された場合は、生活指導部の方針・方法に従う。

3 保健・衛生

(1) 保健室の利用

- ア 保健室は、学校生活において怪我をしたり体調が悪くなったりした時に利用することができる。
- イ 保健室は、基本的に休み時間に利用する。授業中に保健室へ来室する際は、授業担当の先生や担任の先生に保健室に行くことを報告してから来室する。
- ウ 保健室で休養できるのは、原則1時間とする。
- エ 保健室では、けがをした当日以降に繰り返し処置を行うことや、治療、投薬はできない。必要があれば医療機関を受診すること。

(2) 学校感染症と出席停止

- ア 医師から学校感染症に規定されている疾病であるとの診断を受けた場合には速やかに学校へ届ける。
- イ 主治医の許可ができるまでは登校してはならない。
- ウ 登校するときは、学校感染症による欠席届を提出すること。学校感染症による欠席届の様式は次頁のとおりである。(学校感染症による欠席届は、登校した際に担任から受け取る、または次頁をコピーしたものに記入し提出すること)

4 図書

図書館の利用

- ア 開館時間 月曜日から金曜日の17時から21時30分とする。
- イ 図書の貸出 1人 5冊まで 2週間
- ウ 読書の場なので、他人に迷惑をかけないように静粛にする。
- エ 飲食物の持ち込みや飲食はしない。

平成31年2月7日

改訂令和4年3月11日

改訂令和5年4月1日(校名変更)